

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

令和6年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利 便 増 進 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点					運行態様の別	基準ハで 該当する 要件	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
関市	岐阜乗合自動車 株式会社	(1) わかくさ・小金田線	中濃厚生病院	小金田	中濃厚生病院	往 30.0km 循環	361日	777回		路線定期運行	②(2)	「関シテイターミナル」 で長良川鉄道「関駅」 と接続	③
	岐阜乗合自動車 株式会社	(2) わかくさ・小金田線	中濃厚生病院	小金田/百年公園	中濃厚生病院	往 33.8km 循環	257日	1,028回		路線定期運行	②(2)	「関シテイターミナル」 で長良川鉄道「関駅」 と接続	③
	岐阜乗合自動車 株式会社	(3) わかくさ・千足線	中濃厚生病院	千足	中濃厚生病院	往 24.4km 循環	361日	569回		路線定期運行	②(2)	「関シテイターミナル」 で長良川鉄道「関駅」 と接続	③
	岐阜乗合自動車 株式会社	(4) わかくさ・千足線	中濃厚生病院	千足/百年公園	中濃厚生病院	往 27.8km 循環	257日	514回		路線定期運行	②(2)	「関シテイターミナル」 で長良川鉄道「関駅」 と接続	③
	岐阜乗合自動車 株式会社	(5) わかくさ・千足線	大平台タウン	千足	中濃厚生病院	往 9.5km	361日	180.5回		路線定期運行	②(2)	「関シテイターミナル」 で長良川鉄道「関駅」 と接続	③
	岐阜乗合自動車 株式会社	(6) わかくさ・千足線	中濃厚生病院	千足	大平台タウン	往 14.9km	257日	128.5回		路線定期運行	②(2)	「関シテイターミナル」 で長良川鉄道「関駅」 と接続	③
	岐阜乗合自動車 株式会社	(7) わかくさ・千足線	中濃厚生病院	千足/百年公園	大平台タウン	往 16.6km	104日	52回		路線定期運行	②(2)	「関シテイターミナル」 で長良川鉄道「関駅」 と接続	③
	岐阜乗合自動車 株式会社	(8) 関板取線	せき東山	寺尾	ほらどキウイプラザ	往 34.8km 復 34.8km	366日	984回		路線定期運行	①	「ほらどキウイプラザ」 で地域間幹線「岐阜 板取線」と接続	③
	岐阜乗合自動車 株式会社	(9) 関板取線	せき東山	山県高校	ほらどキウイプラザ	往 36.1km 復 36.1km	366日	1,200回		路線定期運行	①	「ほらどキウイプラザ」 で地域間幹線「岐阜 板取線」と接続	③

(注)

1. 区域運行及び乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
3. 「利便増進特例措置」については、地域公共交通利便増進計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
5. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
6. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
7. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	関市
-------	----

(単位:人)

	人口
人口集中地区以外	60,084
交通不便地域等	9,234

交通不便地域等の内訳

人口	対象地区	根拠法
1,732	洞戸地域	過疎地域自立促進特別措置法第33条第2項
956	板取地域	過疎地域自立促進特別措置法第33条第2項
2,842	武儀地域	過疎地域自立促進特別措置法第33条第2項
1,371	上之保地域	過疎地域自立促進特別措置法第33条第2項
2,333	千疋地区の一部、植野地区の一部、小屋名地区の一部、下白金地区の一部、戸田地区、保明地区、側島地区、千疋北1丁目地区、千疋北2丁目地区、大平台地区	局長指定

地域公共交通計画、地域公共交通利便促進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
関市地域公共交通計画	令和4年3月23日	

(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(ハ②(1))に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7(ハ②(2)(実施要領の2.(1)①))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7(ハ②(1))に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定(乗用)」と記載すること。